第二十五条の三第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　派遣元事業主等が法第三十三条の三第一項の規定による届出をするとき又は労働者派遣事業の許可を受けようとする者が同時に同項の規定による届出をするときは、前項第一号から第四号までに掲げる書類を添付することを要しない。ただし、当該書類により証明しようとする事項が当該者に係る労働者派遣事業の許可の申請、労働者派遣法第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新の申請又は労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出の際に添付した書類により証することができない場合における当該書類については、この限りでない。

（医療法施行規則の一部改正）

第四条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三の十三中「受け、又は同法第十六条第一項の規定により届出書を提出して」を「受けて」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第五条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第二号中「受け、又は同法第十六条第一項に規定する届出書を厚生労働大臣に提出して」を「受けて」に、「第三十条の二第一項」を「第二条第四号」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の七（見出しを含む。）中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第二十四条の九第三項中「起算して十日」の下に「（労働者派遣法施行規則第八条第三項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」を加え、同条第四項中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改め、同条第六項中「一般労働者派遣事業に」を「労働者派遣事業に」に、「第一条の二第二項第一号へ及び」を「第一条の二第二項第一号へ及びリからルまで並びに」に改め、同項の表第一条の二第四項の項を削り、同表第八条第二項の項を次のように改める。

第八条第二項	前項の労働者派遣事業変更届出書	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第二十四条の九第三項の職業安定局長の定める様式による届出書
	及びトからルまで	、ト及びチ

第二十四条の九第六項の表第八条第三項の項中「一般労働者派遣事業変更届出書」を「労働者派遣事業変更届出書」に改める。

第二十九条の二中「一般労働者派遣事業」を「労働者派遣事業」に改める。

第三十条中「第二十四条の九第六項の表第一条の二第四項の項中「第四十二条第六項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第六項」と、同表」を「第二十四条の九第六項の表」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第七条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第一項第一号ハ(5)中「第二条第六号」を「第二条第四号」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号チ中「及び履歴書」を「、履歴書及び第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）」に改める。

第二十二条第二項第一号中「ニ、ホ、ヘ及びト」を「ニからトまで及びチ（受講証明書に係る部分に限る。）」に、同項第二号中「及びト」を「、ト及びチ（受講証明書に係る部分に限る。）」に改める。

第二十三条第一項中「起算して十日」の下に「（第三項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」を加え、同条第二項中「うち履歴書」の下に「及び受講証明書」を「、履歴書及び受講証明書」に改め、同条第四項中「履歴書」の下に「及び受講証明書」を加える。

第二十六条第二項中「第五条の」を「第四条第一項各号に掲げる」に、「同令第四条第一項各号」を「同項各号」に、「又は同令第五条各号に掲げる業務の条番号及び号番号」を「の号番号」に改め、同条第四項中「次条第一項及び第四項において」を「以下」に、「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、同条第五項第三号中「、給食施設」を削り、「利用しているもの」の下に「（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。）第三十二条の三各号に掲げるものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

四　送出労働者を期間を定めないで雇用される送出労働者又は労働者派遣法施行規則第三十二条の五に規定する者に限るか否かの別

第二十七条第一項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号。以下この条において「労働者派遣法施行規則」という。）を「労働者派遣法施行規則」に改め、同条第二項中「第十七条第一項」を「第十八条」に改め、「という。）」と」の下に「、労働者派遣法施行規則第二十三条、第二十四条第二号、第二十四条の二及び第二十八条第二号中「労働者派遣契約」とあるのは「建設業務労働者就業機会確保契約」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用送出労働者等」と」を、「第九号」と」の下に「、労働者派遣法施行規則第二十九条の二中「三年」とあるのは「五年」と」を、「「受入管理台帳」の下に「と、労働者派遣法施行規則第三十六条第四号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」」を加え、同条第三項中「に係る受入事業主」を削り、「労働者派遣法施行規則」の下に「第二十五条第三項、第二十五条の五第二号、」を加える。